

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成 20 年 4 月 8 日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース久慈川崎町店 久慈市川崎町 13 番地 10 号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成 20 年 4 月 15 日
- (5) 変更の理由 新店舗建設工事のため

2 届出年月日 平成 20 年 3 月 21 日

3 縦覧場所 久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所